

外国人を雇用している 外国人の雇用を考えている 事業所のみなさんへ!



誰もが活躍できる魅力的な職場を作ろう

外国人と日本人がともに働く職場を「多文化な職場」と言います。少子高齢化が進み、労働力の不足が進む中で、仕事や地域の担い手としての外国人への期待はますます高まっています。一方で、優秀な外国人が入社しても、日本社会が外国人の受け入れに不慣れなために活躍できないこともあるようです。外国人に関する制度や異文化理解に目を向けてみることで、誰もが気持ち良く活躍できる「多文化な職場」に近づきます。

外国人が日本で働くために必要な手続きを知っておこう

外国人が日本で働くためには、様々なルール（法律）があります。日本人と同じルールもあれば、外国人だけに適応されるルールもあります。

日本で就労できる主な在留資格

外国人の日本での在留については「出入国管理及び難民認定法」によって定められています。在留の目的や本人の状況によって、27種類の在留資格があります。申請や後進、変更などの手続きは、入国管理局や支局で行います。

| 主な就労を目的とした在留資格 | | 就労に制限のない在留資格 (身分や地位に基づく在留資格) |
|----------------|-------------------|---------------------------------|
| 在留資格 | 業務内容の例 | |
| 投資経営 | 経営者、それに準ずる立場の役員など | 永住者 |
| 医療 | 医師、看護師、介護士など | 特別永住者 |
| 技術 | IT技術者、機械技術者など | 日本人の配偶者等 |
| 人文知識・国際業務 | 通訳、貿易事務など | 永住者の配偶者等 |
| 技能 | コック、パイロット、調教師など | 定住者 |

★ 就労が認められていない在留資格・・・文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在
(留学、就学、家族滞在は、資格外活動許可を得ることで一定の範囲内で就労が可能)

居住地で外国人登録をします

日本人の住民基本台帳に当たるのが「外国人登録」です。90日を超えて日本に滞在する外国人は、居住地の市区町村役所で登録します。

(2012年頃から住民基本台帳に統一される予定です)

外国人雇用状況を届け出ます

外国人（特別永住者を除く）を雇入れや離職の時には、氏名、在留資格等をハローワークに届け出をします（改正雇用対策法）。

労働慣例法令、社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人にも等しく適用されます。

～各手続きの問い合わせ先～

【在留資格に関する問い合わせ先】 外国人在留総合インフォメーションセンター（各地方入国管理局・支局内に設置されています）

・大阪：大阪市住之江区南港北1-29-53 TEL：06-4703-2150

・神戸：神戸市中央区海岸通29 TEL：078-326-5141

【外国人登録】 外国人が居住する市区町村役場

【外国人雇用状況届出】 各事業所を管轄するハローワーク